

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号  
所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則	法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号				
手続名	適格性の喪失等による許可等の取消し	根拠条項	第 2 2 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>知事は、許可又は起業の認可を受けた者が次の各号のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該許可又は起業の認可を取り消す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</li> <li>・ 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</li> <li>暴力団員等であること。</li> <li>法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。</li> <li>暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</li> <li>知事が許可に係る船舶等の基準を定めている場合において、許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</li> </ul> </li> </ul>						
対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	